

令和5年度集団指導資料

(介護予防)福祉用具貸与
特定(介護予防)福祉用具販売

参考資料

令和6年3月21日(木)

岡山県子ども・福祉部福祉企画課指導監査室

参考資料 目次

- ・ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の
基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表…………… 1
- ・ 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営
並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法の基準等を定める条例新旧対照表…………… 6
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和6年4月施行） 1 1
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
（令和6年4月施行）…………… 1 2
- ・ 厚生労働大臣が定める基準（令和6年4月施行）…………… 1 3
- ・ 介護報酬の算定構造（令和6年4月施行）…………… 1 5
- ・ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福
祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）…………… 1 6
- ・ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び
厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福
祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）…………… 1 8
- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて
（平成12年1月31日老企第34号）…………… 2 0
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（抜粋）
（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）…………… 2 7
- ・ 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について
（平成27年3月27日老振発第0327第3号）…………… 2 8
- ・ 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドライン…………… 3 0
- ・ 令和6年度介護報酬改定に伴うふくせん福祉用具
サービス計画書への対応…………… 4 3

新	旧
<p>（福祉用具専門相談員の員数）</p> <p>第二百五十条 指定福祉用具貸与の事業者を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>（管理者）</p> <p>第二百五十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第二百六十三条 1 略 （第九条運用）</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合にお</p>	<p>（福祉用具専門相談員の員数）</p> <p>第二百五十条 指定福祉用具貸与の事業者を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第四条第一項の福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>（管理者）</p> <p>第二百五十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第二百六十三条 1 略 （第九条運用）</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指</p>

いて、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 6 略

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十五条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

一 略

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項の特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たつて必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

三 5 略

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならないこと。

指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 略

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 6 略

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十五条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

一 略

二 4 略

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

八・九 略

2 略
(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十四条第一項の特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 4 略

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 略
(揭示及び目録の備付け)

第二百六十一条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 略
(記録の整備)

第二百六十二条 1 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

一・二 略

三 第二百五十五条第一項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五・六 略

2 略
(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十六条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十四条第一項の特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 4 略

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 略
(揭示及び目録の備付け)

第二百六十一条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 略
(記録の整備)

第二百六十二条 1 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

一・二 略

四く七略

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項、第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十二条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条(第百八十一条において準用する場合を含む。)、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条(第二百六条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)及び第二百二十四条第二項(第二百四十八条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

三く六略

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項、第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十二条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条(第百八十一条において準用する場合を含む。)、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条(第二百六条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。))及び第二百二十四条第一項(第二百四十八条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第二百六十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百七十六条 1 略 (第九条運用)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定特定福祉用具販売事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>(管理者)</p> <p>第二百六十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百七十六条 1 略 (第九条運用)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定特定福祉用具販売事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p>

<p>3 6 略</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百七十三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。</p> <p>三・四 略</p> <p>五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</p> <p>六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならないこと。</p> <p>七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>八 略</p> <p>2 略</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p>	<p>3 6 略</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百七十三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二・三 略</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p> <p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p>
--	---

第二百七十四条 1、4 略

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、指定特定福祉用具販売計画の作成後当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第二百七十五条 1 略

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その売結の日から五年間保存しなければならない。

一・二 略

三 第二百七十三条第二項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四、六 略

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条(第百八十一条において準用する場合を含む。)、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条(第二百六条において準用

する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十二条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)及び第二百二十四条第二項(第二百四十八条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

第二百七十四条 1、4 略

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、指定特定福祉用具販売計画の作成後当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第二百七十五条 1 略

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その売結の日から五年間保存しなければならない。

一・二 略

三 第二百七十三条第二項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四、五 略

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十八条(第百八十一条において準用する場合を含む。)、第百八十一条の三、第百八十八条、第二百四条(第二百六条において準用

する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十二条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)及び第二百二十四条第一項(第二百四十八条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

新	旧
<p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百三十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項の福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百五十四条 1 略（第五十一条の二運用）</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通</p>	<p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百三十九条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第一項の福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百五十四条 1 略（第五十一条の二運用）</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通</p>

<p>信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>1 略</p> <p>2 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知識によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百六十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 6 略</p> <p>(揭示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百四十三条の重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十八条 1 略</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五</p>	<p>信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>1 略</p> <p>2 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 6 略</p> <p>(揭示及び目録の備付け)</p> <p>第二百四十七条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第二百四十三条の重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十八条 1 略</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五</p>
--	---

年間保存しなければならない。

一 略

二 第二百五十一条第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 七略
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取捨方針)

第二百五十一条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取捨方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 三略

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項の特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

五 七略

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

十 略

2 略
(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十六条第一項の特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 4 略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 8 略
(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ

年間保存しなければならない。

一 略

二 六略
(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取捨方針)

第二百五十一条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取捨方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 三略

四 六略

七 略

2 略
(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十二条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第二百六十六条第一項の特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 4 略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

6 8 略
(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ

とが規定されている又は想定されるもの（第五十一条の五第一項（第六十三條、第七十五條、第八十五條、第九十四條、第二百二十四條、第四百三十三條（第六十條において準用する場合を含む。）、第六十五條の三、第七十二條、第八十二條（第九十七條において準用する場合を含む。）、第二百十八條、第二百三十五條、第二百四十九條、第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）及び第二百十條第一項（第二百三十五條において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

とが規定されている又は想定されるもの（第五十一条の五第一項（第六十三條、第七十五條、第八十五條、第九十四條、第二百二十四條、第四百三十三條（第六十條において準用する場合を含む。）、第六十五條の三、第七十二條、第八十二條（第九十七條において準用する場合を含む。）、第二百十八條、第二百三十五條、第二百四十九條、第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む。）及び第二百十條第一項（第二百三十五條において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第二百五十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百六十二条 1 略 (第五十一条の二運用)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定特定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 略</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知見によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百六十七条第一項に</p>	<p>(管理者)</p> <p>第二百五十七条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第二百六十二条 1 略 (第五十一条の二運用)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 略</p> <p>二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p>

<p>おいて同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 6 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十二条 1 略</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 第二百六十五条第一項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>三 6 略</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百六十五条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たつて必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</p> <p>四・五 略</p>

<p>3 6 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十二条 1 略</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 5 略</p> <p>(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百六十五条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p>
--

六	対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
七	指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
八	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
九	略
二	略 (特定介護予防福祉用具販売計画の作成)
第二	二百六十六条 一と四略
五	福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。 (電磁的記録等)
第二	二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十一条の五第二項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百四十三

条	(第百六十条において準用する場合を含む。)、第百六十五条の三、第百七十二条、第百八十二条(第百九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
二	略

五	略
二	略 (特定介護予防福祉用具販売計画の作成)
第二	二百六十六条 一と四略
五	福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。 (電磁的記録等)
第二	二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十一条の五第二項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百四十三

条	(第百六十条において準用する場合を含む。)、第百六十五条の三、第百七十二条、第百八十二条(第百九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
二	略

<p>(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>㍷ 介 員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処 改善加算Ⅰ イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処 改善加算Ⅱ イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十四号の二【参考22-1】</p> <p>㍸ 介 員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イから<u>ル</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>11 福祉用具貸与費（1月につき）</p>	<p>(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>㍷ 介 員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処 改善加算Ⅰ イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処 改善加算Ⅱ イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十四号の二【参考22-1】</p> <p>㍸ 介 員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イから<u>ト</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>11 福祉用具貸与費（1月につき）</p>
--	--

<p>指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>注 1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、<u>高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十四号の四【参考22-1】</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、<u>業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十四号の五【参考22-1】</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注 1～5 (略)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">22-1】</p> <p>ル 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イから<u>チ</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>9 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十一号の三の二【参考22-1】</p> </div> <p><u>2</u> 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に</p>	<p>上 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、イから<u>ニ</u>までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>9 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）</p> <p>指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>
---	--

<p style="text-align: center;">相当する単位数を所定単位数から減算する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十一号の三の三【参考22-1】</p> </div> <p><u>3</u>～<u>7</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>注1</u>～<u>5</u></p>
--	--

<p>施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算 (1)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 (6) (8) (略)</p>	<p>施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算 (1)若しくは(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 (6) (8) (略)</p>
<p>ロ (略) 四十四の三 (略)</p>	<p>ロ (略) 四十四の三 (略)</p>
<p>四十四の四 福祉用具貸与費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基算 指定居宅サービス等基準第二百五条において適用する指定居宅サービス等基準第三十七条の二に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>四十四の五 福祉用具貸与費における業務継続計画未策定減算の基算 指定居宅サービス等基準第二百五条において適用する指定居宅サービス等基準第三十条の二第一項に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>四十四の六 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基算 指定地域密着型サービス基準第三条の三十八の二に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>四十四の七 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における業務継続計画未策定減算の基算 指定地域密着型サービス基準第三条の三十の二第二項に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>四十四の八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における緊急時訪問看護加算の基算 イ 緊急時訪問看護加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められなかった場合に常時対応できる体制にあること。 (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な</p>	<p>(新設)</p>

<p>第三十九号の五の規定を適用する。 百十七の六 介護予防短期入所療養介護費における口腔運搬強化加算の基算 第三十九号の六の規定を適用する。</p>	<p>第三十九号の四の規定を適用する。 (新設)</p>
<p>百十七の七 介護予防短期入所療養介護費における生産性向上推進体制加算の基算 第三十七号の三の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>百十八、百十九の四 (略) 百十九の四の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基算 指定介護予防サービス等基準第二百四十五条又は第二百六十二条において適用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準に適合していること。</p>	<p>百十八、百十九の四 (略) (新設)</p>
<p>百十九の四の三 介護予防特定施設入居者生活介護費における業務継続計画未策定減算の基算 指定介護予防サービス等基準第二百四十五条又は第二百六十二条において適用する指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の二第一項に規定する基準に適合していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>百十九の五 (略) 百十九の六 介護予防特定施設入居者生活介護費における高齢者施設等感染対策向上加算の基算 第四十二号の七の規定を適用する。この場合において、同号イ(2)中「指定居宅サービス等基準第九十二条第一項本文」とあるのは、「指定介護予防サービス等基準第二百四十二条第一項本文」と読み替えるものとする。</p>	<p>百十九の五 (略) (新設)</p>
<p>百十九の七 介護予防特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算の基算 第三十七号の三の規定を適用する。 百二十、百二十一の三 (略) 百二十一の三の二 介護予防福祉用具貸与費における高齢者虐待防</p>	<p>(新設) (略) (新設)</p>

<p>止措置未実施減算の基準 指定介護予防サービス等基準第二百七十六条において適用する 指定介護予防サービス等基準第五十三条の十の二に規定する基準 に適合していること。</p>	
<p>百二十一の三の三 介護予防福祉用具貸与費における業務継続計画 未策定減算の基準 指定介護予防サービス等基準第二百七十六条において適用する 指定介護予防サービス等基準第五十三条の二の第二項に規定す る基準に適合していること。</p>	(新設)
<p>百二十一の三の四 介護予防認知症対応型通所介護費における高齢 者虐待防止措置未実施減算の基準 指定地域密着型介護予防サービス基準第三十七条の二に規定す る基準に適合していること。</p>	(新設)
<p>百二十一の三の五 介護予防認知症対応型通所介護費における業務 継続計画未策定減算の基準 指定地域密着型介護予防サービス基準第二十八条の二第一項に 適合していること。</p>	(新設)
<p>百二十一の四 (略)</p> <p>百二十一の五 介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能 向上加算の基準 第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ③中「 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注20」と あるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準別表指定地域密 着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応 型通所介護費の注1」と、同号イ⑤中「通所介護費等算定方法 第二十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替 えるものとする。</p>	<p>百二十一の四 (略)</p> <p>百二十一の五 介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能 向上加算の基準 第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ③中「 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18」と あるのは「指定地域密着型介護予防サービス基準別表指定介護予 防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護 費の注1」と、同号イ⑤中「通所介護費等算定方法第二十号」と あるのは「通所介護費等算定方法第二十号」と読み替えるものと する。</p>
<p>百二十二と百二十三の三 (略)</p> <p>百二十三の四 介護予防小規模多機能型居宅介護費における身体拘 束防止未実施減算の基準</p>	<p>百二十二と百二十三の三 (略)</p> <p>(新設)</p>

○介護報酬の算定構造（令和6年4月1日施行）

11 福祉用具貸与費		注	注	注	注	注
基本部分		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に該当する費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	=1/100	=1/100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
自動排泄処理装置						

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平成11年3月31日)

(厚生省告示第93号)

(最終改正：平成24年3月13日厚生労働省告示第104号)

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第17項の規定に基づき、厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平12厚告479・平18厚労告256・改称)

- 1 車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
- 2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- 3 特殊寝台
サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
 - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
- 4 特殊寝台付属品
マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
- 5 床ずれ防止用具
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
 - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- 6 体位変換器
空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を用意に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
- 7 手すり
取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 8 スロープ
段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
 - 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- 10 歩行補助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

1 1 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第五条の二に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

1 2 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

1 3 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの(交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(平成11年3月31日)

(厚生省告示第94号)

(最終改正：令和4年3月23日厚生労働省告示第80号)

介護保険法(平成9年法律第123号)第44条第1項の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(平12厚告480・平18厚労告147・改称)

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

3 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 入浴用椅子
- 二 浴槽用手すり
- 三 浴槽内椅子
- 四 入浴台

浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの

- 五 浴室内すのこ
- 六 浴槽内すのこ
- 七 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

改正後	改正前
<p>1～6 (略)</p> <p>7 スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p> <p>8 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p> <p>9 歩行補助つえ カナデイアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

○介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成12年1月31日)

(老企第34号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

(最終改正：令和4年3月31日 老高発0331第2号)

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく福祉用具について、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第94号）の一部を改正し、令和4年4月1日から適用することとしている。

これに伴い、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別添の一部を別紙のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、その旨御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及

びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

(2) 車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用する

ことができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットで

あって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、

これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦ 入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」

とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

(6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（抜粋）

（平成27年3月23日）
（厚生労働省告示第94号）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成24年厚生省告示第95号）の全部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

3 1 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に歩行が困難な者
 - (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に起きあがり困難な者
 - (二) 日常的に寝返りが困難な者
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
- (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 - (二) 移動において全介助を必要としない者
- (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
 - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- (6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
 - (一) 排便において全介助を必要とする者
 - (二) 移乗において全介助を必要とする者

8 8 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

第31号に規定する者

○複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

(平成27年3月27日)

(老振発第0327第3号)

第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。

その運用方法については、下記のとおりとするので、各都道府県におかれては、管下の指定福祉用具貸与事業所等及び居宅介護支援事業所等に周知いただくと共に、事業者指定事務の取り扱いについてご配慮願いたい。

記

1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。

2. 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3. 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4. 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5. 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol.2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6. 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7. 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8. その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業

「ふくせん福祉用具サービス計画書 (選定提案)」 作成ガイドライン

「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」作成ガイドライン

目次

1章 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案) および本ガイドラインの位置づけ	1
1. 本ガイドラインの位置づけ	1
2. 福祉用具専門相談員の役割	2
3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」とは何か	3
(1) 導入の経緯	3
(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」について	4
4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の意義	6
2章 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の作成	7
1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」 の様式(平成30年4月版)	7
2. 記載方法	8
(1) 「福祉用具が必要な理由」	8
a. 考え方	8
b. 記載方法	8
(2) 「貸与を提案する福祉用具」 種目、提案品目(商品名)、 機種(型式)／TAISコード	9
a. 考え方	9
b. 記載方法	9
(3) 「貸与を提案する福祉用具」 貸与価格、全国平均貸与価格	11
a. 考え方	11
b. 記載方法	11
(4) 「貸与を提案する福祉用具」 提案する理由	12
a. 考え方	12
b. 記載方法	12
(5) 提案内容の説明と説明方法の記録	13
a. 全国平均貸与価格について	13
b. 候補となる機種について	12
(6) 注意が必要な場合	14
a. 付属品の扱い	14
b. 他に流通している商品が確認出来ない場合の扱い	14
3章 「ふくせんサービス計画書(利用計画)」同意と交付	15
1. 同意と交付の位置づけ	15
2. 同意と交付について	15
付録	
付録1. 記載項目と要領	17
付録2. 「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」 の様式(平成30年4月版)	18

平成30年3月



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

付録3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」 の構式（平成30年4月版）	19
付録4. 「ふくせんモニタリングシート（訪問確認書）」 の構式（平成30年4月版）	20
「福祉用具の適切な賞与に関する普及啓発事業」検討体制	21

1 章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」および本ガイドラインの位置づけ

1. 本ガイドラインの位置づけ

成30年度の介護保険制度改正において「福祉用具専門相談員が、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」が義務付けられることとなり、この改正は、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるように、福祉用具貸与のサービス提供過程の見える化を促すものです。

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（愛称：ふくせん）¹（以下、「本会」という。）では、厚生労働省の老人保健健康増進等事業により、上記の制度改正を踏まえ、福祉用具専門相談員が福祉用具の選定、提案を行う際に活用する「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」（以下、「（選定提案）」という。）の構式を作成しました。本ガイドラインは、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での考え方や、（選定提案）の活用方法、記載上の留意点等を示すことにより、福祉用具に係るサービスのより一層の質の向上を目指すものです。

これまで本会では、福祉用具の計画的なサービス提供を支援するためのツールとして平成21年に「ふくせん・福祉用具個別援助計画書」を、平成22年には、同計画書に基づく定期訪問の確認による適切な利用を支援するためのツールとして「モニタリングシート（訪問確認書）」（以下、「（訪問確認書）」という。）を開発しました。平成24年4月に「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」（以下、「福祉用具サービス計画」という。）²の作成が義務化されたことに伴い、上記様式について名称をふくせん版「福祉用具サービス計画書」と変更し、様式の普及・啓発活動に取り組みできました。

このたび、新たに（選定提案）を作成し、従来の「ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）」（以下、「（基本情報）」という。）、「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」（以下、「（利用計画）」という。）とあわせて3点を「ふくせん福祉用具サービス計画書（平成30年4月版）」としてご案内します。

今後、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、多くの福祉用具専門相談員に、日々の福祉用具サービス計画の作成時や研修等の様々な場面で、本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

¹ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の詳細については以下のHPを参照。<http://www.zfssk.com/>

² 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準上の「福祉用具貸与計画」、「特定福祉用具販売計画」、「介護予防福祉用具貸与計画」、「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したものを指す。

2. 福祉用具専門相談員の役割

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者等に対して、自立支援の理念のもと、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）に基づき、多様なサービスを組み合わせて提供しながら、高齢者等の日常生活を支えるための仕組みです。単に各サービスを個別に提供するのではなく、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるようにするため、すべてのサービスがケアプランを核に生活目標を共有し、認識を合わせることが求められます。

福祉用具サービスは、介護保険サービスの1つです。高齢者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、適切な福祉用具を選定し、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、専門職である福祉用具専門相談員が支援するものです。

福祉用具サービス計画は、ケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を記載します。

指定居宅サービスのうち、設備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という。）第百九十九条の二には、「福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならぬ。」と定められています。

福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況や生活環境に適した福祉用具について提案を行うことにより、利用者が適切な福祉用具を選定することを支援する役割を担っています。

3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」とは何か

(1) 導入の経緯

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担うものです。また、福祉用具は、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与が原則となっています。福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとなっています。¹

福祉用具の価格設定に当たっては、貸与事業者が、商品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費を含めていますが、同一商品であっても、平均的な価格と比べて非常に高い価格請求が行われているケースが存在するなどの指摘がありました。

このため、介護保険制度の持続可能性の確保の一環として、国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みを作るとともに、利用者が適切に福祉用具を選択できるようにするため、平成30年4月より、福祉用具専門相談員が、「機能や価格帯の異なる複数の商品を提示すること」とが、同年10月より「貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること」が新たに義務づけられます。

ふくせんでは、これまでも福祉用具サービス計画の作成が義務付けられる前から、平成21年に「福祉用具個別援助計画書」を開発しました。これは、いまの「ふくせん福祉用具サービス計画書」として広く用いられています。さらに、平成22年には計画書に基づく定期訪問の確認により、適切な利用を支援するためのツールとして、〈訪問確認書〉の開発を行いました。

このたび、ふくせんでは、平成30年度の制度改正を受けて、従来の「ふくせん福祉用具サービス計画書」の内容を見直しました。具体的には、（基本情報）、（利用計画）に加え、新たに〈選定提案〉を作成し、3点として運用することにより、より質の高い福祉用具サービスを提供し、利用者が自立支援と状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、支援します。

なお、今回の見直しにあたり、「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」「モニタリングシート（訪問確認書）」についても、改訂を行いました。

¹ 第141回社会保障審議会介護給付費分科会 参考資料1より

(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」について

（選定提案）は、福祉用具専門相談員が利用者に対して福祉用具を提案するにあたり、貸与の候補となる福祉用具について、

「当該商品の全国平均貸与価格等の説明」

「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」

などにより具体的な機種を検討する際に用います。

（選定提案）は、利用者から相談内容を聞き取った上で、候補となる福祉用具を利用者に提案、説明し、その過程を見える化することを目的として作成されるものです。

従って、（選定提案）は、（基本情報）と（利用計画）の間に位置づけられます。

図 1 「ふくせん福祉用具サービス計画書」の3点

（選定提案）は、利用者に貸与しようとする福祉用具の種目の候補が決まった後で、具体的な提案品目（商品名）を検討する際に用います。つまり、（選定提案）に記載されるのは、候補となる福祉用具を利用者に対して提案、説明を行った内容です。平成 30 年度の制度改正では、提案する種目（付属品含む）について、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格の異なる複数の福祉用具を提示することを義務付けていることから、①②に必要な事項を記載できるようにしています。

提案する福祉用具は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境や、利用者及び家族の生活に対する意向等を踏まえたものであり、ケアプランと連動するものです。

質の高い貸与サービスを実行するためにも、機能や価格に限らず、自社のサービス、当該機種の使用方法等、利用者自らが選択できる的確な情報提供に努め、福祉用具専門相談員としての知見を十分に発揮し、利用者に適した商品を幅広く提案することが重要です。

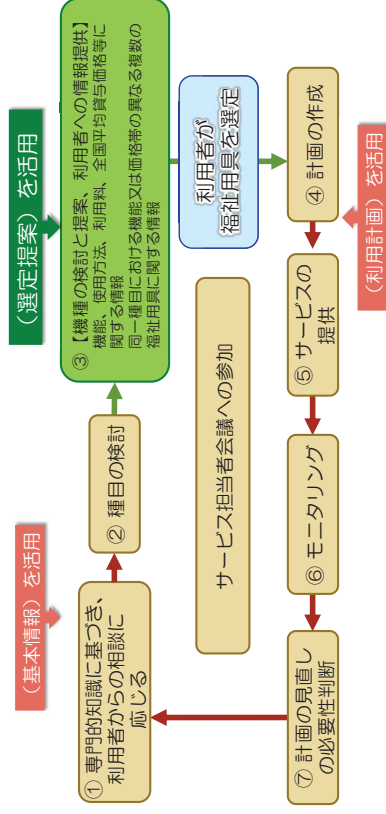


図 2 福祉用具の支援プロセスにおける（選定提案）の位置づけ

2. 記載方法

(1) 「福祉用具が必要な理由」

a. 考え方

福祉用具専門相談員は、福祉用具に携わる専門職として、専門的知識に基づき相談に応じて、福祉用具が必要な理由を具体的に検討し、適切な福祉用具を提案します。利用者からの相談内容や、ケアプランの内容を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、利用者はどのようなことに困っているのか、どのような生活を望んでいるのか、などを整理し、福祉用具が必要な理由を明確にします。

これは、「利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介助する者の負担の軽減を図る」ための福祉用具の選定等にも繋がります。

b. 記載方法

利用者からの相談内容、ケアプランの記載内容などを踏まえて整理した「福祉用具が必要な理由」を記載します。1つの枠に1つの項目を記載し、左側の※欄に、区別のための番号(1、2、3…、(1)、(2)、(3)…)または記号(a、b、c…等)を記載します。(利用計画)の「課題・ニーズや目標」の項目と番号または記号を一致させる必要はありません。不足する場合は、必要に応じて行を増やして対応します。

※		福祉用具が必要な理由(※)	
●●			
●●			
2		福祉用具専門相談員の視点から、利用者の困りごとや相談内容を整理して記載	
買与を提案する福祉用具		提案する理由	
(※)との対応	種目	買与価格(円)	
	提案品目(商品名)	全国平均	
	機種型式/TAISコード	買与価格(円)	
	
	
	

図4 福祉用具が必要な理由とその対応する番号の記載方法

(2) 「買与を提案する福祉用具」種目、提案品目(商品名)、機種(型式)／TAISコード

a. 考え方

アセスメント(※)の結果や、(1)「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に適した福祉用具の機種を複数挙げ、記載します。ここでは、(1)を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、具体的な機種を検討します。貸与しようとする福祉用具(種目)に対して、複数の商品の提示が必要が必要です。

このため、他の専門職から機種について具体的な意見が示される場合であっても、他職種の意見も尊重しつつ、福祉用具専門相談員としての専門的知識に基づいて、利用者にとって適切と考えられる機種を提案します。

(※)福祉用具専門相談員が行うアセスメントとは、「利用者の状態像に適した福祉用具を選定するための情報収集と分析の過程」を指します。福祉用具サービスの出発点であり、効果的な福祉用具サービスを提供するためには不可欠な行為です。

b. 記載方法

(1)「福祉用具が必要な理由」のどの項目と対応づけで提案する福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「(※)との対応」欄に記載します。

利用者に対して適切と考えられる福祉用具の機種について、種目、品目名(商品名)、機種(型式)、(記載が可能であれば)TAISコードを記載します。

「福祉用具が必要な理由」の項目1つに対して、複数の福祉用具が対応する場合は、下段の行を増やし、同じ番号または記号が複数の福祉用具に対応する形で記載します。

1つの機種が「福祉用具が必要な理由」の2項目以上に対応する場合には、「(※)との対応」欄に、対応する2項目以上の番号または記号を記載します。

※		福祉用具が必要な理由(※)	
...			
2			
買与を提案する福祉用具		提案する理由	
(※)との対応	種目	買与価格(円)	
	提案品目(商品名)	全国平均	
	機種型式/TAISコード	買与価格(円)	
	
	
	
	1,2	○○	○○
		●●	

複数の理由に対応する場合には、複数の番号または記号を記載

2機種目以降は行を増やす

図5 「(※)との対応」の記載方法

1 東島弘子(2013)「明解福祉用具サービス計画の手引き」簡井書房より引用。

「種目」は、車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、歩行補助つえ、などの種目名を記載し、「提案品目（商品名）」には、当該の機種固有の商品名を記載します。「機種（型式）」には、当該の機種の型式を記載し、可能であれば同枠内に TAIS コードを記載します。

貸与を提案する福祉用具		貸与価格(円)		【種目】 貸与の 13 種目の種目名を記載		【説明方法】 採 か ろ ん W A S へ ん じ 業 務 等
(※)との 対応	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	全国平均 貸与価格(円)	貸与価格(円)	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	採 か ろ ん W A S へ ん じ 業 務 等	
	【機種（型式）/TAISコード】 提案する福祉用具の機種、 （可能であれば）TAISコードを記			【提案品目（商品名）】 候補として提案する福祉用具の機種 名を記載		

図 6 「種目」「提案品目（商品名）」「機種（型式）」の記載方法

(3) 「貸与を提案する福祉用具」 貸与価格、全国平均貸与価格

a. 考え方

福祉用具貸与価格は、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとされています。2018年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととなりました。上限設定は全国平均貸与価格に1標準偏差を加えることで算出されます。全国平均貸与価格を上回っていても、上限設定の額以下であれば、介護保険での給付対象になります。

ここでは、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、貸与の候補となっている全国平均貸与価格や福祉用具の貸与価格の情報を提供します。

b. 記載方法

「貸与価格」は提案する商品の貸与価格を、「全国平均貸与価格」には、厚生労働省が公表する当該機種の全国平均貸与価格を記載します。全国平均貸与価格が当該福祉用具の価格の上限と認識されないように説明します。必要に応じて、上限設定の価格や最頻価格を提示することも考えられます。

貸与を提案する福祉用具		貸与価格(円)		提案する理由		【説明方法】 採 か ろ ん W A S へ ん じ 業 務 等
(※)との 対応	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	全国平均 貸与価格(円)	貸与価格(円)	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	採 か ろ ん W A S へ ん じ 業 務 等	
	【全国平均貸与価格(円)】 当該の機種、全国平均貸与 価格を記載 ※厚生労働省が提示するデー タを用いる			【貸与価格(円)】 当該の機種、事業所におけ る貸与価格を記載		

図 7 「貸与価格」「全国平均貸与価格」の記載方法

(4) 「貸与を提案する福祉用具」提案する理由

a. 考え方

利用者に当該の機種を提案する理由を記載します。記載に当たっては、利用者の希望・困りごと、利用する環境などを踏まえた上で、なぜその機種が、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具」と考えるのかを整理し、他の候補となる機種との比較検討が可能となるよう機能や特徴の違いなどを明示します。

b. 記載方法

利用者の希望・困りごと、利用する環境などに着目し、利用者に貸与の候補となる機種の機能や価格を説明することから、「提案する理由」には、着目した事柄とそれに対応する福祉用具の機種の特徴、機能を記載します。利用者に対して、どのような観点からこの機種を選んだのかということがわかりやすく示します。

「提案する理由」として記載する内容には、下記のような項目があります。

- ▶ 利用者の困りごと、希望、状態と、貸与を提案する福祉用具との整合
- ▶ 利用者の環境との整合を踏まえた福祉用具の機能 等

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との対応	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	貸与価格(円) 全国平均 貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採 否
			【提案する理由】 当該の機種を提案する理由を記載		

図 8 「提案する理由」の記載方法

(5) 提案内容の説明と説明方法の記録

(1)～(4)の項目（説明方法、採否を除く）について、利用者や家族に説明します。

a. 全国平均貸与価格について

- ・ 厚生労働省が公表する全国平均貸与価格のデータを用いて、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格及び当該福祉用具の貸与価格の提示をします。
- ・ 提案する福祉用具の貸与価格の考え方について、利用者の求めがあれば、「福祉用具貸与サービス事業所におけるサービスプロセス及び価格設定 ガイドライン」（平成29年3月一般社団法人日本福祉用具供給協会）等も参考にしつつ説明します。
- ・ 例えば、当該福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を超える場合、必要があればその理由（サービス内容、輸送コスト、卸業者の利用、等）を利用者に説明するほか、提案する福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を超える場合でも、上限の設定以下であれば介護保険の給付の対象であることを説明します。

b. 候補となる機種について

- ・ 利用者に、各機種を貸与する福祉用具の候補とした理由を説明します。
- ・ 説明時には、カタログやモバイル機器、実物等を活用します。
- ・ カタログやモバイル機器を用いて説明する際には、利用者や家族が後に確認できるように、カタログの頁数や型番号、Webページの URL などを記載します。

「説明方法」の欄には、カタログ、商品 Web ページや TAIS ページ、実物のデモによる説明など、当該機種の機能や特徴、全国平均貸与価格等の説明方法を記載します。「採否」の欄には、利用者が選択した福祉用具に、○/×やレ点を記載します。

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との対応	種目 提案品目(商品名) 機種(型式)/TAISコード	貸与価格(円) 全国平均 貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採 否
			【説明方法】 機種の機能や特徴、全国平均貸与価格を説明する際に用いた方法を記載		
					【採否】 貸与が決まった商品をチェック

図 9 「説明方法」「採否」の記載方法

(6) 注意が必要な場合

a. 付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行います。したがって、提案する福祉用具の種目に、付属品（特殊寝台付属品、車いす付属品）がある場合は、貸与の候補となる複数の機種を記載します。

本体（特殊寝台、車いす）によっては、付属品が1機種に定まる場合には、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示します。この場合は、本体に適合する付属品が1機種に定まっていることを、「提案する理由」に記載し、利用者にも説明します。

b. 他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合^{注)}には、その旨を「提案する理由」に記載し、利用者に説明します。

注) 自社で当該商品の取り扱いがないということを含みません。

なお、運営基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければなりません。」と定められています。

3章 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」同意と交付

同意と交付の位置づけ

2018年度の介護保険制度改正により、福祉用具貸与計画を作成した場合には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならぬことになりました。

本会では、福祉用具貸与サービスの質の向上の観点から、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に位置付けられた福祉用具貸与計画書に相当する様式として、「ふくせん福祉用具サービス計画書」として、（基本情報）、（選定提案）、（利用計画）の3点を一体的に運用することを推奨します。

すなわち、①選定理由に繋がる根拠となる情報を（基本情報）に整理し、②（選定提案）を用いて複数の機種の提案や価格の説明を行い、③（利用計画）において利用者が「価格の説明、複数機種の提案を受け、利用計画に同意した」のち、利用者の署名、捺印を得た上で、3点を利用者に交付し、あわせて介護支援専門員にも交付することを想定しています。

2. 同意と交付について

2018年度版の（利用計画）では、介護保険制度改正に対応し、同意署名欄の記載を改めています。

計画書を交付する際には、（利用計画）の内容（貸与する福祉用具の機種、選定理由、留意点等）について説明を行い、同意を確認します。この時に、（利用計画）の前段階で（選定提案）を作成し、内容の説明を行ったことについて利用者の同意を得ます。

同意が得られたら、利用者本人が（利用計画）の同意欄の口にレ点をつけ、同意を得た日付を記載し、署名をします。利用者が署名することが難しければ、家族等が代理で署名し、代筆者名とその続柄等を記載します。

また、介護者は、利用者が福祉用具を利用する際に見守ったり、介護者自身が福祉用具を操作したりする必要があるため、説明時にはできる限り同席してもらいます。

上記のような手順を経て、利用者に「ふくせん福祉用具サービス計画書」を交付します。

付録

付録 1. 記載項目と要領

(選定提案) の各項目について、以下のように記載します。

福祉用具が必要な理由	利用者からの相談内容、介護支援専門員からの依頼内容などを整理し、貸与する福祉用具を検討する根拠とします。
種目	13 種目の種目を記載します。手すりや車いすなど、使用場所を区別する必要がある場合は、括弧内に記載します。
提案品目 (商品名)	候補となる福祉用具の機種名を記載します。
貸与価格 (円)	当該の機種の、事業所における貸与価格を記載します。
全国平均貸与価格 (円)	当該の機種の、全国平均貸与価格を記載します。 全国平均貸与価格は、厚生労働省の提示する情報を用います。
提案する理由	当該の機種が、貸与される福祉用具の候補として提案される理由を記載します。 記載する内容には、下記に挙げるような項目があります。 ・利用者が困っていることや、利用者の希望、利用者の状態を踏まえた、当該の福祉用具との整合 ・利用環境との整合を踏まえた機能等 ・留意事項等
説明方法	候補として挙げられた福祉用具の説明方法を記載します。 例として、カタログ、Web ページ、TAIS ページ、実物等があります。
採否	貸与が決定した機種を区別できるように印をつけます。 例：○/×、✓

留意事項

交付時に、利用者に対して、全項目の説明を行い、確認をしながらチェックし、署名・捺印をいただく

私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。

私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の説明を受けました。

私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

事業所名 _____ TEL _____ FAX _____

住所 _____

福祉用具専門相談員 _____

図 10 説明項目のチェック欄と署名欄の記載方法

付録4. 「ふくせんモニタリングシート(訪問確認書)」の様式(平成30年4月版)

<h2 style="text-align: center;">ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)</h2>		管理番号	年 月 日	
		前回実施日	年 月 日	
モニタリング実施日 <input type="checkbox"/> 前回来訪した人 <input type="checkbox"/> 利用者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他() <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 確認手段 利用者氏名 福祉用具取扱職員 専門職(住居) <input type="checkbox"/> TEL		担当者 ケアマネジャー	～	
フリガナ	居宅介護支援事業所	様	要介護度	認定期間
利用者名	福祉用具利用目標	目標達成状況 詳細		
2	達成度 <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
3	達成度 <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
4	達成度 <input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成			
利用福祉用具(品目) 機種(形式)	利用状況 開始日	今後の方針	再検討の理由等	
①	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
②	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
③	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
④	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
⑤	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
⑥	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
⑦	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
⑧	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 再検討		
身体状況・ADL の変化	利用者等の変化 介護職員① (家族の状況)の 変化	介護職員② (サービス利用 等)・住居期 の変化		
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
意欲・意向等の 変化				
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性				
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり				

「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」検討体制

(平成30年3月末現在)

【検討委員会】

- 委員 ※五十音順、敬称略 ◎は委員長、○は副委員長
- 伊藤 広成 一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長
 - 梶 友希乃 世田谷区 高齢福祉部介護保険課 保険給付係
 - 久留 善武 一般社団法人シルバークンサービス振興会 事務局次長
 - 五島 清国 公益財団法人テクノエイド協会 企画部長
 - ◎ 白澤 政和 桜美林大学大学院老年学研究所 教授
 - 瀧田 和則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
 - 東島 弘子 国際医療福祉大学大学院 教授
 - 肥後 一也 株式会社カクイックスウイング 鹿児島営業所 課長
 - 松井 一人 公益社団法人日本理学療法士協会 理事
 - 山下 和洋 株式会社ヤマシタテクノロジーソリューション 代表取締役
 - 渡邊 慎一 一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部
 - 福祉用具対策委員長
 - 株式会社フジックスハートフル 代表取締役
 - 渡邊 英和

オブザーバー

- 小林 毅 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官
- 平嶋 由人 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係長
- 岩元 文雄 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長

【事務局】

- 山本 一志 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局次長
- 中村 一男 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
- 柳田 磨利子 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
- 三井 裕代 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 事務局
- 江崎 郁子 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部
- 今野 亜希子 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部
- 杉本 南 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部

平成29年度老人保健事業推進等補助金
福祉用具の適切な賞与に関する普及啓発事業
「らくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)作成ガイドライン」

平成30年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7

TEL: 03-5418-7700 FAX: 03-5418-2111

メールアドレス: info@zfsk.com

令和6年度介護報酬改定に伴う ふくせん福祉用具サービス計画書への対応

1

主な修正内容

- ① 「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入」に対する修正
- ② 「モニタリング実施時期の明確化」に対する修正
- ③ ケアプランデータ連携システムに対応するための修正

修正対応

基本情報

選定提案

利用計画

モニタリングシート

2

1. ふくせんサービス計画書 新旧比較(利用計画)

新

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)							管理番号	
フリガナ	性別	生年月日	年齢	療養施設	認定期間			
利用者名	種	M・T・S 年 月 日			～			
居宅介護 支援事業								
※ 生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)		福祉用具利用目標						
1								
2								
3								
4								
選定福祉用具 (/ 枚)								
サービス種目(貸与・販売)	単位数	機種名		選定理由				
型式	TAIS・届出コード							
留意事項								
<input type="checkbox"/> 私は、貸与・販売の選択対象の福祉用具に関する説明、及び選択に必要な情報の提供と提案を受けました。							日付	年 月 日
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。							署名	
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。							(続柄)代筆者名 ()	
<input type="checkbox"/> 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。								
事業所名	福祉用具専門相談員	次回モニタリング	年 月 日					
住所	TEL	FAX						

旧

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)							管理番号	
フリガナ	性別	生年月日	年齢	療養施設	認定期間			
利用者名	種	M・T・S 年 月 日			～			
居宅介護 支援事業								
※ 生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)		福祉用具利用目標						
選定福祉用具(レンタル・販売) (/ 枚)								
品目	単位数	機種(型式)		選定理由				
①								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
留意事項								
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。							日付	年 月 日
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。							署名	
<input type="checkbox"/> 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。							(続柄)代筆者名 ()	
事業所名	福祉用具専門相談員	次回モニタリング	年 月 日					
住所	TEL	FAX						

3

2. ふくせんサービス計画書 利用計画 変更箇所

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)							管理番号	
フリガナ	性別	生年月日	年齢	療養施設	認定期間			
利用者名	種	M・T・S 年 月 日			～			
居宅介護 支援事業								
※ 生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)		福祉用具利用目標						
1								
2								
3								
4								
選定福祉用具 (/ 枚)								
サービス種目(貸与・販売)	単位数	機種名		選定理由				
型式	TAIS・届出コード							
留意事項								
<input type="checkbox"/> 私は、貸与・販売の選択対象の福祉用具に関する説明、及び選択に必要な情報の提供と提案を受けました。							日付	年 月 日
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。							署名	
<input type="checkbox"/> 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。							(続柄)代筆者名 ()	
<input type="checkbox"/> 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。								
事業所名	福祉用具専門相談員	次回モニタリング	年 月 日					
住所	TEL	FAX						

- ① 選択制対象種目の販売品において目標達成状況の確認が必須となったことから、利用目標と選定した福祉用具の関係性が紐づくように修正。
- ② 選定した福祉用具が貸与もしくは販売なのかが書面で分かるよう (ex.歩行補助杖販売) に修正。また、ケアプランデータ連携システムに対応すべく、TAIS・届出コードを記載する欄を追加。
- ③ 利用者の同意欄に、福祉用具の貸与・販売選択制導入に係る確認項目を、チェックボックス式で追加。
- ④ 「モニタリング時期の明確化」を受け、次回モニタリング実施日の記載欄を追加。

3. ふくせんモニタリングシート 新旧比較

新

旧

4. ふくせんモニタリングシート 変更箇所

- ① 訪問以外の方法でモニタリングを実施することもあることから、名称を変更。
- ② 「訪問」「電話」以外にも確認手段を選択できるように「他（ ）」を追加。
- ③ 利用計画の修正と同様。
- ④ 利用計画の修正と同様。
- ⑤ 選択制対象の福祉用具を貸与した場合に、貸与継続の必要性の検討について、抜け漏れなく実施していただくように注釈を追加。
- ⑥ 利用計画の修正と同様。